

指定管理者モニタリングマニュアル（案）についての行政改革推進委員会からの意見

意見箇所	意見内容	対応内容
総合評価の位置付け	総合評価は、各種モニタリングを受けて、市が最終的に実施するものである。モニタリングのイメージ図（P1）がそのようになっていない。	市が各種モニタリングを受けて最終評価を実施するイメージに図を修正します。
総合評価シート	① 各施設により評価項目の重要度が異なるため、施設ごとに、項目別の点数配分を（担当課が）変え、総合点を見る形の方が良い。 ② 現場で必要な資質は、施設ごとに異なる。Cが一項目あれば総合もCとすると、短所重視主義となってしまう、良い管理者が育てにくい。全体が良ければ、Cがあっても指摘して改善させれば良い。	① 総合評価シートで示している評価項目は標準的なものであり、施設所管課の裁量によって評価項目を追加することで、施設ごとに異なった重要度が反映できると考えています。 ② 総合評価の評価基準を再検討します。
	（評価にバラつきが出ないように）評価の基準や根拠となるものを明示すべきである。 （項目の具体性）	概要に「関連書類の添付」を示していますが、添付書類の具体例を示すなどして、評価にバラつきがないようにします。
モニタリング手法	現場の抜き打ち調査があっても良い。	モニタリングの項目に含めます。
利用者会議	施設管理者任せとせず、担当課が主体的に行ってほしい。	施設所管課が主体となって実施するよう、概要に追記します。

意見箇所	意見内容	対応内容
第三者評価	市役所人材によって、一時的な特別監査チームを結成する。このチームには、利害関係のない市民をボランティアとして参加させても良い。このチームは、モニタリング全てを行う必要はないが、現場にもどんどん出ていただくことを想定。臨時のチーム結成で、監査ノウハウを蓄積していただければ良い。	監査部門（総務課）と検討中。
	民間事業者に委託するのではなく、税理士や当該施設の専門家等 3 人程度の評価委員会を作り、実施すべきである。	第三者評価機関としては、指定管理者選定委員会の活用も検討しています。 施設所管課の意見も確認しながら、実施に向けて協議していきます。